

第4期横浜市障害者プラン

中間見直し

皆様のご意見を募集します。

募集期間 令和5年9月26日(火) から令和5年10月27日(金) まで

横浜市では、令和3年度から令和8年度までの6年を計画期間として、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として、障害福祉施策を進めています。

この度、プラン推進開始から3年が経過するため、中間見直しを行い、後期3年間の方向性をまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

1 横浜市障害者プランとは

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質を持つ横浜市の計画です。このうち障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等について定めている「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、3年ごとに定めることとなっています。



通常版 (A4版 161頁)



市役所3階市民情報センター及び各区役所広報相談係で配布しています。

わかりやすい版 (A4版 15頁)

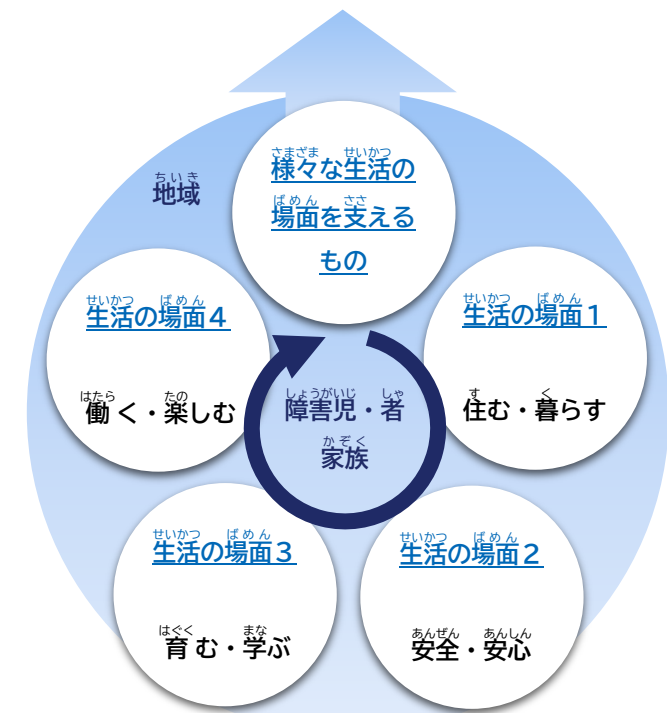
【第4期横浜市障害者プランの構成】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
構成	障害者計画 (=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

中間見直しの実施

- ◆ 障害者計画：障害者基本法に基づき、障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画。
- ◆ 障害(児)福祉計画：障害者総合支援法(及び児童福祉法)に基づき、円滑にサービス提供が進むよう、障害(児)福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画。

テーマ	内容
様々な生活の場 面を支えるもの	<p>◆小・中学校での授業などで、毎年100名を超える児童生徒が副学籍交流を利用し、一緒に学ぶ機会を設けました。</p> <p>◆ポスターなどを活用した広報を実施したほか、ホームページでの情報発信を通じて、虐待防止に係る普及・啓発を推進しました。</p> <p>◆家事援助において、代筆・代読のみでのサービス提供を可能としました。</p> <p>◆新規：精神科病院内で虐待を発見した場合の通報受理体制を整えとともに、適正な運営に向けて指導していきます。</p> <p>◆新規：障害のある人に対する情報保障の考え方や手法などをまとめたガイドラインを活用したコミュニケーション環境の向上と障害理解の普及啓発に取り組みます。</p>
生活の 場面1 住む・ 暮らす	<p>◆相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する市内4館目の多機能型拠点が港北区に令和5年度末に竣工する予定です。また、市内6館の整備完了に向けて、候補地の検討を進めていきます。</p> <p>◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、区域の取組の推進を目的とした研修会を開催するほか、精神障害者がピアスタッフとして支え合える仕組みを検討しました。</p> <p>◆医療的ケア児・者等への地域における支援の充実に向けた「協議の場」において、今後の支援体制を検討しました。</p> <p>◆重度障害者等の移動支援の拡充を図るため、新たに燃料券制度を設けて選択肢を増やすとともに、タクシー利用券の対象者を拡大しました。</p> <p>◆新規：共同生活援助（グループホーム）における重度障害者の支援の充実に取り組みます。</p>
生活の 場面2 安全・安心	<p>◆難病患者一時入院事業の受入医療機関を7か所から9か所に増やし、利用者の利便性向上を図りました。</p> <p>◆障害特性などを理解し、適切な医療を提供できる医療機関として、知的障害者専門外来を5病院で運営しました。</p> <p>◆「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を実施し、重症心身障害児・者等への支援体制の充実につなげました。</p> <p>◆令和4年度から、災害時要援護者に対する個別避難計画のモデル事業に着手しました。</p> <p>◆新規：電源を要する医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害時に備えた非常用電源装置等の確保を支援します。</p>
生活の 場面3 育む・学ぶ	<p>◆集団療育や区福祉保健センターに地域療育センターの職員を派遣するなど、障害のある児童や保護者への支援を行いました。</p> <p>◆小・中学校等において、看護師による医療的ケアを必要とする児童生徒全てに対して、看護師を派遣しました。</p> <p>◆新規：18歳に到達する障害児入所施設に入所中の児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。</p>
生活の 場面4 働く・楽しむ	<p>◆就労支援センター及び就労移行支援事業所と協力し、研修会や連絡会を開催するなど、関係機関による連携の構築を進めました。</p> <p>◆雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等の通勤・就労中に必要な支援をヘルパーが提供する制度を開始します。</p> <p>◆身近な地域における障害者スポーツの推進に向けて、スポーツ体験会の実施や支援者・指導者の人材育成に取り組みました。</p> <p>◆新規：就労移行支援事業利用終了者が一般就労に移行できるよう事業所への支援に取り組みます。</p>



第4期横浜市障害者プランでは、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類しています。

ご意見欄
期間：令和5年10月27日(金)まで

「第4期横浜市障害者プラン中間見直し」
について自由にご意見をお寄せください。

どうもありがとうございました。

(※) テーマ別の振り返りと見直しの詳しい内容は、「第4期横浜市障害者プラン中間

見直し素案詳細版」をご覧ください。

詳細版は、ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/sho-plan/>) に掲載しているほか、各区役所（高齢・障害支援課、こども家庭支援課）、横浜市役所（健康福祉局 障害施策推進課、こども青少年局 障害児福祉保健課）でご覧いただけます。読むために配慮が必要な方は、裏面「問合せ先」までご連絡ください。



3 今後のスケジュール (予定)

日程	内容
令和5年9月	市民意見募集
令和5年10月	市民意見募集の集計
令和5年12月	原案の策定
令和6年3月	確定

お問い合わせ

横浜市健康福祉局 障害施策推進課 計画推進担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045(671)3604 FAX：045(671)3566

メール：kf-syoplan@city.yokohama.jp

切り取り

郵便はがき



231-8790
005

料金受取人私郵便



差出有効期間
令和5年10月31日まで

(切手不要)

横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局 障害施策推進課
第4期障害者プラン担当 行



あなたの情報をご記入ください

【住所】	<input type="checkbox"/> 横浜市	<input type="checkbox"/> 区	<input type="checkbox"/> 横浜市外
【年代】	<input type="checkbox"/> 10歳未満	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代
	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代
	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代~
【性別】	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> その他

第4期横浜市障害者プラン中間見直し
へのご意見をお寄せください。

募集期間

令和5年9月26日(火)から

令和5年10月27日(金)まで

<提出方法>

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

① ハガキ (切手不要、10月27日消印有効)
(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)

② FAX：045(671)3566

③ 電子メール：kf-syoplan@city.yokohama.jp

※メールの件名には「障害者プラン意見」と書いてください。

<注意>

・いただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を整理し、後日ウェブサイトでご公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

・いただいたご意見は公開する可能性がありますので、御承知おきください。

・記入いただいたご意見の内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。